

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 31 日

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市保育主管部（局）
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部（局） 御中
各都道府県・保健所設置市・特別区母子保健主管部（局）

こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局成育環境課
こども家庭庁成育局母子保健課
こども家庭庁支援局虐待防止対策課

こども誰でも通園制度についての関係部局等の相互の連携及び周知について

子ども・子育て支援の推進につきましては、平素から格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、令和 7 年度に子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、令和 8 年 4 月からは新たな給付制度（乳児等のための支援給付）が創設され、全ての市町村（特別区を含む。以下同じ。）において実施することとされているところです。

他方、乳幼児期におけるこども・子育て支援は、こども誰でも通園制度のみにより担われるものではなく、様々な支援策を組み合わせる必要があるため、こども誰でも通園制度の実施に当たっては、関係部局等の相互の連携が不可欠です。

今般、乳児等のための支援給付の創設に当たり、こども誰でも通園制度の対象者への周知に当たって、関係部局等の相互の連携が図られるよう、下記のとおりお示しますので、その内容を十分御了知いただくとともに、都道府県におかれては、管内の市町村に対して遺漏なく周知いただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第 1 関係部局等の相互の連携

乳幼児期におけるこども・子育て支援は、こども誰でも通園制度のみにより担われるものではなく、妊婦等包括相談支援事業、産後ケア事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、家庭支援事業等の関連施策を、必要に応じ、こども家庭センターで作成するサポートプラン等により適切に組み合わせながら相談対応や支援を実施していくことが重要であること。

また、妊婦等包括相談支援事業による相談や、こども家庭センター等による相談のみならず、地域子育て相談機関における相談等各自自治体で行われている様々な相談の場面において、その周知等を図り、必要な支援が届くような体制を組んでいただきたいところ（関連詳細：下記第 2 参照）。

このため、母子保健や児童福祉等の関係部局等においても、こども誰でも通園制度の趣旨及び内容を理解いただくとともに、0歳6カ月から満3歳未満のこどもの利用に繋がるよう、各事業に対応する職員（保健師や子ども家庭支援員等のこども家庭センター職員等）から各家庭へ本制度に関する情報を適切に伝えていただくことをお願いすること。

第2 こども誰でも通園制度の対象となるこどもが属する家庭への周知

関係部局等の相互の連携に加え、次の場面において周知を図ることで、こども誰でも通園制度の利用を促すことが考えられること。

- ・妊婦等包括相談支援事業の面談時
- ・母子健康手帳の配布時
- ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）による家庭訪問時
- ・健康診査の案内時 等

このほか、以下の場所にこども誰でも通園制度の周知を図るためにリーフレット設置やポスターの掲示などを行うことが考えられること。

- ・こども家庭センター等、地域子育て相談機関
- ・地域子育て支援拠点や児童館等の子育て支援施設
- ・公民館（祖父母からの利用促進）
- ・小児科病院や処方箋薬局（こどもと保護者が一緒に訪問し、一定時間同じ所に留まる場所） 等

（参考1）こども誰でも通園制度

保育所、認定こども園、地域型保育事業所又は企業主導型保育施設に通っていない0歳6カ月から満3歳未満のこどもが対象となる。保育所や地域型保育事業所におけるいわゆる就労要件もないため、育児休業中の家庭や専業主婦（専業主夫）の家庭のこどもも利用可能となっている。

（参考2）

・「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」（令和7年3月こども家庭庁）（令和8年3月改訂）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0afde15f-8760-4477-806a-ed72b6916696/60fe9485/20260330_policies_hoiku_daredemo-tsuen_67.pdf

・妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）ガイドライン

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/be80930d-51d1-4084-aa3e-b80930646538/bc15aeb6/20250512_policies_shussan-kosodate_68.pdf

・地域子育て相談機関の設置促進について

<https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateshien/sodankikan>

（参考資料）

別添1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

別添2 妊娠期から2歳児までの子ども・子育て支援の全体像

【担当】

こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係

E-mail：hoikuseisaku.newkyuufu@cfa.go.jp